

# 高等教育機関における障害学生支援の現状と 日本学生支援機構障害学生支援実務者育成研修会参加報告

高濱 祥子

愛知みずほ大学

Sachiko TAKAHAMA

*Aichi Mizuho College*

キーワード: 障害学生; 合理的配慮; 社会的障壁.

## 1. 障害者差別解消法と障害学生支援

国際連合(国連)による「人権教育をめぐる10年(1995年～2004年)」(外務省, 1994), 「人権教育のための世界計画(2004年)」の策定にみられるように, 国際社会において, 人々の多様性を理解し尊重する意識の高まりの中, 共生の心を醸成することが強く求められている。「人権教育のための世界計画」において, 第一フェーズ(2005～2007年)とその後延長期間(2008～2009年)は初等中等教育がテーマであった。第二フェーズ(2010～2014年)および第三フェーズ(2015～2019年)では, 初等中等教育に加え, 高等教育もテーマとなり, 教育を通じた人権と教育における人権を確保することが求められている。

多様性の理解および共生の心の醸成に関する国内状況に目を向けると, 2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」, いわゆる「障害者権利条約」(略称)の批准書を2014年1月に寄託した。障害者権利条約とは, 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し, 障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため, 障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約である。障害者権利条約では, 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)を禁止している。従来, 「障害」のとらえ方は, 心身の機能の障害のみに起因するとする「医学モデル」の考え方を反映してきた。それに対しこの条約では, 障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は, 心身の機能の障害のみによるものではなく, 社会における様々な障壁, いわゆる「社会的障壁」と相対することによって生じるものとする「社会モデル」の考え方が貫かれている。

2013年に文部科学省が制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が2016年4月1日から施行された。障害者差別解消法は, 障害の有無によって分け隔てられることなく, 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け, 障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としていることを受け, 不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮が義務付けられた。不当な差別的取り扱いの禁止とは, 「何人も, 障害者に対して, 障害を理由として, 差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とされ, 国公立大学, 私立大学ともに法的義務となった。合理的配慮とは, 「障害者の平等・権利を確保するための必要かつ適当な変更及び調整で, 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされる。これにより, 障害を有する学生への合理的配慮の提供は, 国立大学では法的義務となった。一方, 私立大学には合理的配慮の提供に対する努力義務が課され, 自発的な取り組みが期待されている。障害者差別解消法の施行とほぼ同時期の2016年7月に横浜で開催された第31回国際心理学会(31st International Conference of Psychology (ICP) 2016)が「Diversity in Harmony: Insights from Psychology」をテーマとしたように, 人々の多様性の理解と共生社会を実現するための意識の共有や取り組みが多角的になされていることが推察される。

「障害者基本法」(昭和45年制定, 平成16年改正, 平成23年改正)に基づき策定された「障害者基本計画」において具体的な取り組みが定められてい

る。「障害者基本計画（第4次計画平成30年度～平成34年度）」（内閣府, 2018）の計画期間中に開催が予定されている2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会<sup>1</sup>は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を変える大きな契機となることを見込まれている。この基本計画では、障害者施策の基本的な方向が分野ごとに定められ、「9. 教育の振興」において、高等教育における障害学生支援の推進が掲げられている。

「障害者基本計画（第4次）の実施状況【平成30年度】」（内閣府, 2019）によると、独立行政法人日本学生支援機構（Japan Student Services Organization; JASSO）や、各大学等が主催するセミナー、会議等を実施し、大学等が提供する様々な機会において障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるための配慮、障害のある学生一人一人の個別ニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するための学内体制および大学間連携等の支援者ネットワークの構築、学内規定の公表と学生への周知、就労支援のためのネットワークづくり等に対する各大学の取組を促している。

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（文部科学省, 2017）において、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」とされている。具体的な大学での合理的配慮は、授業（授業、教材、試験等）に関する配慮、授業以外の配慮（学生生活、社会的スキル指導、健康管理、進路・就職指導等）に大別されるが、いずれも相談・調整しながら進めていくものである。合理的配慮を提供するにあたっては、当事者である学生その他関係者にとって建設的対話がなされることが重要である。「障害のある学生の修学

支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（文部科学省, 2017）によると、「これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話（障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。」とされている。合理的配慮の内容が教育に関わるもの場合は、教育目的・内容・評価の本質に社会的障壁が存在しないか確認したうえで、その本質を変えずに教育の提供方法を柔軟に調整する必要がある。また、合理的配慮の申出内容が過重な負担に当たると判断した場合は、障害学生に理由を説明したり、代替措置を提案したりする必要がある。

## 2. 高等教育機関における障害学生数の推移

「平成30年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（独立行政法人日本学生支援機構, 2019a）（回収率100%）によると、平成30年5月1日現在における障害学生<sup>2</sup>在籍数（在籍率）は、大学（学部・通学制）29,871人（1.08%）、短期大学（学科・通学制）1,889人（1.65%）であり、それぞれ前年度より増加している（大学: 1,799人増、短期大学: 499人増）。障害種別の障害学生数は、多い順に「虚弱・病弱」（33.0%）、「精神障害」（25.9%）、「発達障害」（17.9%）であり、平成27年度以降に急増している傾向が続いている。

支援障害学生<sup>3</sup>在籍数（在籍率）は、大学（学部・通学制）14,896人（0.51%）、短期大学（学科・通学制）742人（0.65%）であり、それぞれ前年度より増加している（大学: 1,156人増、短期大学: 253人増）。障害学生支援率は、大学（学部・通学制）50.1%、短期大学（学部・通学制）39.3%であり、障害種別の支援障害学生数は、多い順に「精神障害」31.7%、「発達障害」25.3%、「虚弱・病弱」16.5%であり、障害学生在籍数とは異なっている。発達障害と他の障害が重複している障害学生のうち、支援障害学生数を障害種別で見ると、多い順に「精神障害」または「虚弱・病

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、TOKYO 2020（東京オリンピック・パラリンピック）組織委員会、国際オリンピック委員会（IOC）、東京都、政府の4者により、2021年7月23日から8月8日に延期されることについて正式に合意に至った（2020年3月30日）。

<sup>2</sup> 「障害学生」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及

び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）を示す。

<sup>3</sup> 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている（今年度中の支援予定を含む）障害学生を示す。

弱」、精神障害と他の障害が重複している障害学生のうち、支援障害学生数を障害種別で見ると、多い順に「発達障害」または「虚弱・病弱」である。

### 3. 高等教育機関における障害学生支援の状況

JASSOによる「平成30年度障害者差別解消法に関する対応状況調査結果報告(大学・短期大学・高等専門学校)」が実施された(調査時期:平成30年7月1日～8月10日,対応状況調査(悉皆)及び事例提供)調査対象は平成29年度(独立行政法人日本学生支援機構,2019b)。対象となった高等教育機関1167校(大学:781校,短期大学329校,高等専門学校:57校)に対して,調査回答数は,大学504校(64.5%),短期大学165校(50.2%),高等専門学校40校(70.2%)であった。障害学生支援に関する対応要領またはそれに類する基本方針があると回答した学校は,平成28年度から30年度にかけて年度の経過とともに増加しており,設置別では国立大学等が97.1%であるのに対し,私立大学等は45.4%であった。合理的配慮の提供について検討・協議する組織があると回答した学校は,平成29年度より微増しており,設置別では国立大学等が92.3%であるのに対し,私立大学等は81.2%であった。障害を理由とする社会的障壁についての,学生からの不服・不満・苦情等の申し立てを受け付け,第三者的立場にたつて対応する組織について,専門委員会または対応する他の委員会があると回答した学校は,平成28年度から30年度にかけて年度の経過とともに増加しており,設置別では国立大学等が72.1%であるのに対し,私立大学等は43.2%であった。障害者差別解消法に関する理解・啓発の取組や合理的配慮提供にあたっての対応手順等についても実態調査が行われると同時に,それぞれの学校における課題が幅広く挙げられている。基本的な考え方や具体的支援は,「教職員のための障害学生支援ガイド(平成26年度改訂版)」(独立行政法人日本学生支援機構,2015)を参考に現状を踏まえて実施されている。

### 4. JASSO 障害学生支援セミナーおよび障害学生支援実務者育成研修会参加報告

JASSO 障害学生支援専門テーマ別セミナー【高大連携】, 障害学生支援専門テーマ別セミナー【建設的対話】, 障害学生支援実務者育成研修会(基礎プログラム), 障害学生支援実務者育成研修会(応用プログ

ラム)に出席し,具体的な内容を学内委員会(教務・学生委員会,入試委員会,キャリアセンター)に報告した。

障害学生支援専門テーマ別セミナー【高大連携】, および障害学生支援専門テーマ別セミナー【建設的対話】では,障害学生支援における高大連携や建設的対話の意義を学ぶとともに,設置や規模が様々な大学等における取組状況や現在抱えている課題について情報共有することができた。

障害学生支援実務者育成研修会(基礎プログラム)では,障害学生支援に関する基本的な考え方,学生のニーズ,支援の流れ,支援体制等について具体例を交えて学ぶことができた。障害学生支援実務者育成研修会(応用プログラム)では,設置別および大学の規模が類似した大学等からの参加者とのグループワークを通して,合理的配慮を提供するための共通理解,共生意識の醸成,教職員間の連携の重要性を改めて感じた。前半2日間のプログラム終了後,今回の研修や日常の業務における障害学生支援について自分自身を振り返る機会があり,現状を踏まえて今後取り組むべき課題の位置づけを考えることができた。

本学では障害学生支援のための体制が整備されていないという現状を踏まえ,個別課題「障害学生支援体制構築に向けた取り組み」を実施することとした。障害学生在籍数(独立行政法人日本学生支援機構,2019a)は,大学等に障害を報告している学生数であり,本学を含め,目に見えない何らかの障害を抱えながらも報告をしないという選択をしている学生が存在する可能性は高い。また,障害の種類によっては,主観的な「困り感」を自覚することが難しいため,合理的配慮の調整が難しいことが想定される。「障害学生支援体制構築に向けた取り組み」は,急務ではある反面,教職員の共通理解が必須である。このような現状を踏まえ,障害学生支援体制構築のために,「① 情報提供」,「② 共通理解」,「③ 支援体制構築」,「④ 運用と見直し」という4つのステップを踏む必要があると考えた。

まず「① 情報提供」として,JASSOのセミナーおよび研修会の内容とJASSO障害学生支援のホームページの内容を抜粋して障害学生支援及び合理的配慮に関する初歩的な資料を作成し,各種学内委員会(教務・学生委員会,入試委員会,キャリアセンター,防災委員会)に情報提供を行った。

2019年12月の障害学生支援実務者育成研修会(応用プログラム)報告時における個別課題の取り組み状況は、「② 共通理解」を始めた段階であった。具体的には、各種学内委員会での情報提供後、これまでの業務で気にしていること、障害学生受入全般について疑問に思っていることの見解を収集しつつあった。また、挙げられた疑問によっては、「① 情報提供」より詳細な情報提供を行ったり、JASSOのホームページを参考に具体例を示したりした。しかしながら、具体的な質問の数は多くはなく、共通理解を深めていくには、このプロセスを繰り返していく必要がある。今後「③ 支援体制構築」、「④ 運用と見直し」に移行するにはもう少し時間を要することが見込まれる。

障害学生支援は独立して行うものではなく、大学としての教育の在り方・姿勢の確認という大きな枠組みの中での位置づけを明確にしたうえで、学生支援の一つとして進める必要がある。障害学生支援体制に関するガイドラインを策定することにより、合理的配慮に関する教職員の共通理解を深めるとともに、合理的配慮を必要とする学生を含め、全学生が公平に学ぶ環境を提供できるようになることを期待している。

#### 引用文献

独立行政法人日本学生支援機構(2015). 教職員のための障害学生支援ガイド(平成26年度改訂版). Retrieved from [https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/guide\\_kyouzai/guide/index.html#guide\\_pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html#guide_pdf) (2020.2.25)

独立行政法人日本学生支援機構(2019a). 平成30年

度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. Retrieved from

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/hosa\\_kenkyu/chosa/\\_icsFiles/afiedfile/2019/07/22/report2018\\_2.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afiedfile/2019/07/22/report2018_2.pdf) (2020.2.25)

独立行政法人日本学生支援機構(2019b). 平成30年度障害者差別解消法に関する対応状況調査結果報告(大学・短期大学・高等専門学校). Retrieved from

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/hosa\\_kenkyu/kaiketsu/\\_icsFiles/afiedfile/2019/05/31/report2018\\_univ2.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hosa_kenkyu/kaiketsu/_icsFiles/afiedfile/2019/05/31/report2018_univ2.pdf) (2020.2.25)

外務省(1994). 人権教育のための国連10年(1995年～2004年)行動計画(仮訳). Retrieved from

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k\\_keikaku3.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k_keikaku3.pdf) (2020.2.25)

文部科学省(2017). 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ). Retrieved from

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2017/04/26/1384405\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/04/26/1384405_02.pdf)

内閣府(2018). 障害者基本計画(第4次). Retrieved from

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihon\\_keikaku30.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihon_keikaku30.pdf) (2020.2.25)

内閣府(2019). 障害者基本計画(第4次)の実施状況【平成30年度】. Retrieved from

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihon\\_keikaku\\_jisshi30.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihon_keikaku_jisshi30.pdf) (2020.2.25)

#### 利益相反

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。